

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊豆の国市長 山下 正行

市町村名 (市町村コード)	伊豆の国市 (222259)
地域名 (地域内農業集落名)	江間地区 ( 谷戸・仲之台・鳥打・珍野・長塚・千代田・大北・町屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、伊豆長岡の平坦部に位置し、江間川周辺の江間集落と水田地帯からなる。                  水田地帯は、県営ほ場整備事業等により基盤整備が完了した集団的な優良農地となっており、いちごの施設園芸主体に、水稻などの生産が行われている。水田と施設栽培が盛んな地域であるが、担い手の高齢化による離農が懸念されるため、新たな農地の受けての確保が必要である。                  また、施設園芸と水田が混在している地域のため、分散する担い手の農地を集約化することが難しいが、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。</p> <p>具体的には、以下の課題が出された。</p> <p><b>(集積・集約に関すること)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔撤去により圃場の広さを大きくし、集約する。</li> <li>・地力の差があり集約・交換は難しい。</li> </ul> <p><b>(農業用水利施設に関すること)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい水路を整備し、水はけをよくする。</li> <li>・パイプラインの改修工事</li> </ul> <p><b>(経営体の確保・育成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模農業生産法人・新規就農者の育成</li> <li>・米の価格が低く、燃油、資材、人件費等のコストが増え、経営を維持することが困難。</li> <li>・米価が上がれば耕作者も増える。</li> <li>・資材高騰により、施設園芸に資金がかかりすぎるため、更なる補助制度が必要。</li> </ul> <p><b>【地域の基礎的データ】</b>                  主な作物: 水稻、イチゴ</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>農用地は、県営ほ場整備事業等による基盤整備が完了した水田が中心であり、生産性の高い経営を行う条件が整っている。今後も水田農業の維持・発展を図るため、揚水機場の補修等を進めつつ、消費者ニーズに対応した売れる米づくりといちご等の生産の定着・拡大を推進する。                  また、地域内外から農地を利用する新規就農者を積極的に受入れ、地域の特産物であるイチゴの生産を維持していくとともに、できる限り農地を維持していく。                  さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	-	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。
----------------------------------

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 各地区の農業委員を主体に農地利用最適化推進委員と協力し、意向調査等を実施し、土地の自然条件、農用地の保有、利用状況、農業の実施状況等を把握し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業法人等の担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ほ場区画の大型化による生産基盤条件の形成を生かし、有効利用や農地の集積・集約化を促進するため、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 県営ほ場整備事業、県単及び団体営かんがい排水事業、県営農村振興総合整備事業、水田農業確立対策推進事業等により、区画整理や農道・用排水路整備、用排水路の分離とパイプライン改修等を実施した、集団的な優良農地が広がる水田地帯である。 今後も農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため担い手のニーズ(畦畔撤去による狭小区画の解消やパイプラインの改修など)を踏まえ、必要な際は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 小規模現況農家は担い手とともに地域農業を支える重要な役割を担っているため、県やJA等の関係機関と連携し、営農指導等の支援を推進する。また、新規就農や企業の新規参入の促進を行い、栽培技術や生産する農地の相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開し、担い手農業者の確保・育成を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 水稻栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。  
③水田において、ドローンを活用した共同防除などによるスマート農業を展開し、効率性を上げる。  
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業用の駐車場などの農業用施設の集約化を進める。